

本部監事候補再選挙のご案内

令和2年4月

一般社団法人日本経営士会
選挙管理委員会

令和2年4月1日

一般社団法人日本経営士会
正会員各位

選挙管理委員会 委員長

一般社団法人日本経営士会

本部監事候補再選挙のご案内

監事候補立候補を受付けます

選挙管理委員会は、「本部役員候補者選出手続規程」第21条第2項に基づき本部監事候補の再選挙を行います。定員は1名です。本部監事に立候補される方は、下記の要領により同封の「立候補届出書」及び「推薦書」を届出されるようお願いいたします。

【立候補届出要領】

1. 一般社団法人日本経営士会に所属する正会員で

(1) 役員候補者・支部長選挙を行う年(令和2年)の1月1日現在在籍1年以上の正会員

(2) 役員候補者・支部長選挙を行う年(令和2年)の2月1日現在、当該年度までの会費納入

済会員

(3) 日本国に住所を有する会員

2. 「本部役員候補者選出手続規程」第9条、第10条。

3. 立候補の届出は、「立候補届出書」により、必ず郵送(但し宅配便も可)で行い令和2年4月20日消印まで有効とします。(提出物:「立候補届出書」、「推薦書」)※「推薦書」はコピーしてお使いください。(HPからもプリントアウトできます。)

4. 別紙「立候補者届出書」には氏名欄に自署押印して下さい。自署押印のないものは無効とします。

5. 別紙「推薦書」には氏名欄に自署押印して下さい。自署押印のないものは無効とします。(推薦書の数は20通以上、推薦文は30字以上とします)

6. 「本部役員候補者選出手続規程」全文は本会HPにも掲載いたします。

立候補届け出書の送付先

〒102-0084 東京都千代田区二番町12-12 B. D. A. 二番町ビル5F

一般社団法人日本経営士会 選挙管理委員会

*** 注意事項 ***

1. 選挙は正会員のみが参加できます。準会員（経営士補、環境経営士）、特別会員、顧問の立候補、推薦書の提出、投票はすべて無効です。
 2. 監事候補1名のみ推薦できます。2名以上推薦した推薦書はすべて無効です。
 3. 推薦書の推薦文は30字以上としました。30字未満の推薦書はすべて無効です。
 4. 年度が変わりますが、選挙資格は（1）役員候補者・支部長選挙を行う年（令和2年）の1月1日現在在籍1年以上の正会員。（2）役員候補者・支部長選挙を行う年（令和2年）の2月1日現在、当該年度までの会費納入会員とします。
- 選挙行動の前に規程のご一読をお願いいたします。

◆ 選挙スケジュール ◆

①4月1日（水）	本部監事候補再選挙のご案内（HPでも通知）
②4月20日（月）	立候補者締め切り（消印有効）
③4月22日（水）	選挙管理員委員会による資格審査
④4月28日（火）	選挙公示通知（HPでも通知）
⑤5月13日（水）	投票締め切り（当日麴町郵便局着分）
⑥5月14日（木）	開票
⑦5月18日（月）	臨時理事会にて監事候補の確認
⑧6月26日（金）	定時社員総会にて承認

本部役員候補者選出手続規程（抜粋）

※監事選挙に不要な条文は抜きました

第1章 総 則

（目 的）

第1条 この規程は、一般社団法人日本経営士会（以下「本会」という）の総会において選任される本部役員（業務執行理事、ブロック理事、監事）候補者の選出方法、手続きについて定める。

（選出の方法）

第3条 本部役員候補者の選出は選挙または推薦により行う。

第2章 選挙による選出

（選挙日とその公示）

第4条 選挙日は、役員任期満了となる年の前年度に理事会の定めた日とする。

2 選挙日の公示は支部長に通達し、支部長は支部会員に通達する。

3 選挙日は広報誌（マネジメント・コンサルタント）にホームページ等に公

示する。

(役員候補者選出数)

第5条 役員候補者の選出者数は理事候補者数9名(業務執行理事6名、ブロック理事3名)とし、監事候補者数は2名とする。

(監事候補者の選挙)

第7条 監事候補者は全国を通じて選出する。

(選挙権・被選挙権者)

第8条 選挙権・被選挙権を有する者は、次のとおりとする。

- (1) 選挙権者は役員候補者選挙を行う年の1月1日現在在籍の正会員。被選挙権者は、役員候補者選挙を行う年の1月1日現在、在籍1年以上の正会員がこれを有する。
- (2) 役員候補者選挙を行う年の2月1日現在、当該年度までの会費納入済会員
- (3) 日本国に住所を有する会員

(役員立候補者の資格)

第9条 役員候補者は、前条の規定に該当する正会員で、第3章選挙管理委員会(以下「委員会」という)の定める期間中に、立候補届を提出し、立候補者として登録した者とする。

- 2 立候補者の再任は妨げない。
- 3 理事と監事は兼任することはできない。

(役員立候補届と推薦書)

第10条 立候補届と推薦書は、次のとおりとする。

- (1) 役員立候補者は定められた役員立候補届出書を提出することとする。従って、定められた以外の役員立候補届出書は無効とする。
- (3) 監事立候補者は、監事立候補届書に全国の正会員からの推薦書20名以上の推薦書を添付して、期限内に委員会宛に郵送しなければならない。
- (4) 推薦人は、推薦候補者名および30字以上の推薦理由を明記した自著押印の推薦書を作成し、立候補者に送付する。30字未満の推薦書は無効とする。
- (5) 推薦書のひな型は選挙公報に同封する。
- (6) 選挙を実施する年の2月1日現在、当該年度までの会費未納者は推薦人になることはできない。
- (7) 推薦人は、推薦書届出後、推薦候補者の変更はできない。

- (8) 選挙管理委員会委員は推薦人になることはできない。
- (9) 推薦人が業務執行理事、ブロック理事、監事を推薦する際それぞれで2名以上の立候補者を推薦した場合は、その推薦書は無効となる。

第3章 選挙管理委員会

(選挙管理委員会の設置)

第11条 役員候補者の選挙に当たり、理事会は選挙管理委員会を設置し、選挙の実施に関する事項を委任する。

- 2 選挙管理委員会委員（以下「委員」という）は、理事会で選任し、本人の承諾を得て任命する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から、次期総会の日までとする。
- 4 委員会は、3～5名までの委員をもって構成する。
- 5 委員長は、委員の互選で選任する。
- 6 委員会の決定は、出席委員の過半数の同意により行う。同数の場合は、委員長が決定する。

(委員会の事務)

第12条 委員会の事務は、本部事務局が行う。

(委員会の業務)

第13条 委員会は、次に示す選挙に関する業務を行う。

- (1) 選挙権者、立候補者の確認および推薦人の確認と登録。
- (2) 立候補期間の設定及び選挙日の確定ならびに公示。
- (3) 選挙公報の作成
 - ① 選挙公報は理事候補者と監事候補者に区分し、それぞれの氏名・生年月日・現職・主要経歴・主要会務活動・所属支部・所属部門・入会年月・抱負・推薦人・推薦書を記載する。
 - ② 現職役員が立候補する場合には、在任期間中の業務の成果・自己評価、主要会務活動を選挙公報に記載する。
 - ③ 立候補者の記載の順序は、推薦人の多い順序とする。但し推薦人が同数の場合は、委員会による抽選によって決定する。
- (4) 投票用紙の配布
 - 投票用紙は、選挙日の15日前までに、選挙権者に郵送する。
- (5) 開票及び報告書の作成
 - 開票は、理事候補並びに監事候補別に、氏名・得票数を確認し開票報告書を作成する。

(6) 選挙行動に対する制止・警告ならびに立候補者の留保

委員会は、選挙に際して、倫理に反する行為に該当すると認めた場合は、これを制止し、警告し、立候補権の行使および当選決定の留保を理事会に要請する。

理事会は、この要請事項の内容を審議し、留保の必要性を認めた時には、留保の措置をとる。また、速やかに立候補者および委員会に通知する。

(7) 選挙結果の報告・通知・公表

委員会は、開票後速やかにその結果を理事会に報告し、立候補者に選挙結果を通知する。また、広報誌、HPにて公表する。

(8) 委員の立候補

選挙管理委員会の委員自らが立候補することができるが、役員立候補者として登録されたときは、委員を辞任しなければならない。

第4章 投票と開票

(投票)

第14条 選挙区において、立候補者が定員を超えたときは、投票を行う。

投票の方法は次の通りとする。

- (1) 投票は、定められた投票用紙に、投票者の自署とする。
- (2) 投票は、無記名投票とする。
- (4) 監事の投票は、1名とする。
- (5) 投票用紙は、定められた封筒を使い、郵送をもって投票を行う。
- (6) 郵送は、選挙日までの麴町郵便局留置扱いとする。

2 役員立候補者が、当該選挙区の定足数に合致するときは、投票を行わない。

(開票)

第15条 開票については、次のとおりとする。

- (1) 開票は、選挙日の翌日に行う。
- (2) 開票責任者は、委員長が兼ねる。
- (3) 開票立会人は、委員が兼ねる。
- (4) 開票者は、委員ならびに本部事務局員とする。

2 委員会は、近隣支部若干名を開票者として開票日に開票会場へ派遣を依頼することができる。

(無効投票)

第16条 次の投票は無効とする。

- (1) 当該選挙区の役員候補者以外の氏名が、記入されているもの

- (2) 不明確な氏名が、記入されているもの
- (3) 複数名の記入のあるもの
- (4) 委員会で定めた以外の投票用紙・封筒の使用および麴町郵便局留置扱い以外の投票

(投票の効力の決定)

第17条 投票の効力は、開票立会人の意見を求め、開票責任者が決定する。決定にあたっては第13条第6号の規定に反しない限り、投票した選挙人の意志が明白であれば、その投票を有効として取り扱わなければならない。

第5章 当選の確定

(当選順位)

第18条 理事ならびに監事ごとに、有効投票の最多数者より数えて順次定員に達するまでの者を当選とし、得票数が同一のときは、推薦人の多い順とする。得票数および推薦人双方が同一の時は、開票会場において開票者が定める方法を当該立候補者に連絡、承諾を得て、当選者を抽選にて決定する。

- 2 第14条第2項の規定により、投票を行わないことになったときは、当該立候補者をもって当選人とみなすものとする。
- 3 前各項の規定にかかわらず、第13条第6号により、理事会において当選が留保された者の順位はこれを留保する。

(役員候補に欠員が生じた場合の措置)

第19条 役員候補選挙の後、次の各号にあげる事由で欠員が生じた場合、理事会は委員会に通知し、委員会は第20条の措置を取るものとする。

- (1) 当選人が死亡したとき。
- (2) 当選人が辞任を申し出たとき。
- (3) 第13条第6号の規定による当選人の留保が生じたとき。
- (4) 当該選挙における、選挙行動に違反することを本人が認めたとき。

(繰上げ当選による補充)

第20条 第19条の各号による欠員が生じ、理事会より通知を受けた場合、委員長は、直ちに委員会を召集し、当該選挙区で当選人とならなかった候補者の中から、最多得票候補者を繰上げ当選として補充する。但し、当該選挙区の、当選人とならなかった候補者の最多得票数が同一の場合は、推薦人の多い順とする。得票数および推薦人双方が同一の時は、開票会場において開票者が定める方法を当該立候補者に連絡、承諾を得て、当選者を抽選にて決定する。

第6章 選挙に関する特別措置

(再選挙等)

第21条 役員候補の選挙において、第2項にあげる事由が生じ、当選人を定めることが出来ない場合は次の通り再選挙等を行う。

- 2 各選挙区に立候補者が無い場合あるいは定数に達しない場合は再選挙を行う。再選挙の手続は、本規程の手続を準用する。

(選挙効力への異議申し立て)

第22条 役員候補の選挙において、その選挙の効力に関し異議のある選挙権者または役員候補者は、当該選挙の日から14日以内に、文書にて委員会に対し異議を申し出ることができる。

- 2 前項の異議の申立てに対し、委員会は、直ちに審査を行い、申立てを受理した日から14日以内に、審査結果を理事会に報告し、かつ申立て人に通知しなければならない。
- 3 前項の規定による委員会の決定に関して、不服がある推薦人または役員候補者は、委員会が通知した日から14日以内に、文書にて理事会に対して異議を申し出ることができる。
- 4 前項の異議申立てに対し、理事会は、申立てを受理した日から30日以内に判定を行い、申立て人に通知しなければならない。

第7章 推薦による選出（立候補者不在の場合の措置）

(推薦による選出)

第23条 第21条第2項により再選挙を行ったものの、立候補者が不在の場合は、委員会は理事会にこの旨を報告する。

- 2 前項に基づき理事会は当該選挙区から役員候補を推薦し、本人の了承を得て、役員候補者に選出する。

附 則

(規程の改廃)

第24条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

(付 則)

この規程は平成27年11月20日に制定する/平成29年12月7日一部改訂
/令和1年10月17日一部改訂

一般社団法人 日本経営士会
以 上